

広島市民球場グラウンド照明設備改修工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 広島市民球場グラウンド照明設備改修工事設計業務

2 委託期間 契約締結の日から、令和 6 年 3 月 1 5 日まで

3 計画施設概要

(1) 施設名称 広島市民球場

(2) 敷地の場所 南区南蟹屋二丁目

(3) 施設用途 球場

平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添二第三号第 2 類とする。

(4) 工事概要 グラウンド照明設備の改修

(5) 設計内容

設計の対象となる種目は、次のとおりである。

区分	種目	種目概要
電気設備	グラウンド照明設備	既設グラウンド照明設備（投光器 6 4 8 個、保安灯 5 5 個）の改修を行う。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 () m²)

イ 用途地域及び地区の指定 ()

(2) 施設の条件

施設の延べ面積(予定) () m²)

(3) 建設の条件

建設工期(予定) (令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

ア 本特記仕様書

イ 要求水準書

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「グラウンド照明設備設計業務委託共通仕様書」（広島市都市整備局設備課）による。

1 管理技術者

一般社団法人日本野球機構（以下「NPB」という。）の管轄下にある野球の試合が行われた野球場での LED 方式のグラウンド照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）の設計経験を有する者であること。

2 照査技術者

NPB の管轄下にある野球の試合が行われた野球場での LED 方式のグラウンド照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）の設計経験を有する者であること。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 実施設計

電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 全体工事費の算出

受注者は、広島市民球場グラウンド照明設備改修事業の工事に関する基本協定書に基づき設計内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、経済設計となるよう十分に配慮すること。

イ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とし、要求水準書にない該当する事項を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページ又は広島市ホームページに掲載されている。

ア 共 通

広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）

イ 設 備

(ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

(イ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

(ウ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

(エ) 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）

(4) 提出書類

業務実績情報の登録は不要とする。

(5) 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「要領等」という。）に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず調査職員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。

エ 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする）で2部提出する。

オ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

カ 成果品として提出された電子データは、広島市委託契約約款（グラウンド照明設備設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

(6) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 業務工程表

- ウ 業務実施体制
- エ その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

5 成果物、提出部数等

(1) 成果物一覧表

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
ア 実施設計図書 (ア) 図面 a 全体配置図 b 照明器具配置図 c 塔内配線系統図 d 屋根下部配管配線図 e 照明塔分電盤図 f 照明器具数量図 g 照明器具姿図 h 配線図 (イ) 電気設備設計計算書 (ウ) その他、発注者が指示するもの	各1部 各1部 各1部		
イ 積算資料 (ア) 電気設備工事積算数量算出書 (イ) 電気設備工事積算数量調書 (ウ) 電気設備工事積算単価算出書	各1部 各1部 各1部		
ウ その他 伺い、契約用製本	一 式	2部	
エ 資料 (ア) 技術資料 (イ) 記録書 (ウ) 現地調査写真	一 式 一 式 一 式		

(注) 設計図は、適宜、追加してもよい。

(2) 設計原図の作成等

ア 作成

- (ア) 設計原図の作成形式 Jw-cad
 (イ) 設計原図の大きさ A1判

イ 提出

- (ア) 設計原図の材質 上質紙
 (イ) 設計原図の大きさ A3判
 (ウ) 提出部数 原図1部

(注) 電子納品の際は、【.jww】及びA3サイズのPDFデータ（解像度300～400dpi程度）で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。

6 特記事項

現地調査を行う際は、広島市民球場の運営の支障にならないよう施設管理者と協議すること。